

## 1. 本部会の役割・ミッション

基幹相談・委託相談・計画相談の役割を明確にし、それぞれが協働し、支援を必要とする障害児者に適切な相談支援を可能とする体制を構築していくことを目指す。また、相談支援における地域課題を共有し、解決に向けて検討をしていく。

## 2. 前年度までの取組み

相談支援体制の強化と基幹相談・委託相談・計画相談の三層構造の明確化を図るための協議を進めた。

①計画相談事業所の実態調査を行い、現状の業務状況を数値による見える化を行った。「障害福祉サービスの支給決定までの流れ」を再考し、相談受理から計画相談支援を行うまでの体制づくりを行った。

②令和7年度から委託相談体制を変更し、市役所内に相談窓口を設置することとした。

③基幹相談支援センターが主催する研修・事例検討会等を開催し、相談支援専門員としての様々な力の向上を図るとともに、他機関や周辺領域との連携を図った。

## 3. 今年度の目標・取組み

①障害福祉サービスの利用を希望する人に対して、相談支援専門員による専門的視点から生活全般をアセスメントし、必要なサービスを適切なタイミングで利用が出来るような体制を作っていく。（セルフプラン率を徐々にゼロに近づけるための方策を検討していく）

②令和7年10月から開始となる就労選択支援事業に向け、制度理解を深め、計画相談としての役割を明確にしていく。

## 4. (1)目標・取組み達成のためのコアメンバー

計画相談事業所（全事業所）・委託相談事業所（焼津市障がい者相談支援センター）  
基幹相談事業所（焼津市基幹相談センターcoco）・行政（焼津市障害福祉課）

## (2)目標・取組み達成のための具体的な方法（何を、どうやって、いつまでに）

①令和7年3月末現在障害児計画448件のうち、セルフプラン件数85件（セルフプラン率19.0%）、障害者計画964件のうち、セルフプラン件数45件（セルフプラン率4.7%）となっている。サービス等利用計画作成マニュアルの改訂を検討するなかで、知識・価値・技術等を向上していける取り組みを行っていく。また、行政による実地指導を実施し、各相談支援事業所の質を担保し、セルフプラン率を減少させていく。

②志太榛原圏域相談支援部会や就労選択支援プロジェクトと連携をし、必要な情報を各相談支援事業所に報告し、焼津市の計画相談としてどのように事業に関わっていくのかを明確化していく。また、焼津市就労支援部会と共同で勉強会の開催をしていく。

※部会とは別に、毎月「相談支援連絡会」「事例検討会」等を開催し、相談支援専門員の積極的な参加を促していく。

## 5. 今年度の成果

①サービス等利用計画作成マニュアルに沿いながらグループワークを実施した。多くの部会員による様々な視点から業務の振り返りを行うことが出来た。セルフプラン率は障害児計画が8.5%へ、障害者計画が3.0%へと減少した。また、今年度より委託相談員が市役所に配置となり、サービス希望者へのスムーズな対応が可能となった。

②就労選択支援事業が開始し現在2名の利用実績がある。就労選択支援プロジェクトにおいて、他市町の状況等も確認し、2月17日には就労支援部会と共同での勉強会を開催する予定となっている。

## 1. 本部会の役割・ミッション

### 特別な支援が必要な障害のある方や子どもに対する支援体制の整備

- ・重症心身障害のある方や子どもや強度行動障害や高次脳機能障害を有する方や子どもが、身近な地域にある社会資源等の充実を図ります。
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関や支援が受けられるよう関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築していきます。
- ・関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置について、圏域での配置と調整をしていながら検討します。
- ・福祉サービス等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や専門的人材育成、地域資源の開発等を行い、関係機関と連携を図り、支援体制の整備について検討していきます。ニーズ把握に当たって、特別支援学校や障害福祉サービスの事業者等、医療機関等とも連携をしていきます。

## 2. 前年度までの取組み

- ①防災について他団体との協働を提案する。
- ②圏域重症心身障害児者専門部会や静岡県医療的ケアコーディネーターとの連携の在り方を検討。
- ③重症心身障害児者の生活における福祉サービスのフローチャートを作成。

## 3. 今年度の目標・取組み

- 1.焼津市及び志太榛原圏域における特別な支援が必要な方（重症心身障害児者、強度行動障害を有する児者等）を取り巻く支援体制の構築
- 2.圏域重症心身障害児者専門部会及び静岡県医療的ケア児等支援センターとの連携の在り方について検討。

## 4. (1)目標・取組み達成のためのコアメンバー

生活介護：「ワーク焼津小川」「ゆたか」「チルル」、共生型生活介護：「ごんべえ」  
短期入所「ソーシャルインクルーホーム」、放課後等デイサービス「てん大井川」  
相談支援「スリーハート」、居宅介護「ニチイケアセンター焼津」、訪問看護「焼津北訪問看護」  
当事者団体「重症心身障害児者を守る会」

## (2)目標・取組み達成のための具体的な方法（何を、どうやって、いつまでに）

- 1.焼津市及び志太榛原圏域における特別な支援が必要な方（重症心身障害児者、強度行動障害を有する児者等）を取り巻く支援体制の構築
  - ・焼津市における支援体制の実態及び不足している支援について把握をする。（1年間）
  - ・焼津市重症心身障害児者等版Q-saccs作成に伴う情報収集の実施。（1年間）
- 2.圏域重症心身障害児者専門部会及び静岡県医療的ケア児等支援センターとの連携の在り方について検討
  - ・圏域重症心身障害児者専門部会への参加及び課題共有の実施。（1年間）
  - ・医療的ケア児等支援センターとの連携及び人材育成のための研修参加。（1年間）

## 5. 今年度の成果

焼津市重症心身障害児者支援専門部会について

【活動実績】：

- ・ 部会開催：
- ・ 事前打ち合わせ：

7回（内1回はTEL）

- ・ 部会開催：

3回（6/24第1回、10/23第2回、1/22第3回）\*3/5第4回予定

- ・ 圏域部会への参加：

\* 部会打ち合わせ：3回(5/1第1回、8/28第2回、2/4第3回)

\* 部会参加：3回(6/24第1回、10/21第2回、3/17第3回)

- ・ 多職種連携研修：

11/30(年1回)

- ・ ぴあ交流会：

10/26(初回)←牧之原市、吉田町の竜巻被害のため中止。

1. 焼津市重症心身障害児者版のQ-saccs作成のため、地域資源等の把握を実施。

子ども版Q-saccsは作成されており、重心版へ修正を実施予定。成人版については、社会資源の確認をしながら附票の作成を実施予定。

情報収集をしながら、現状の利用者（保護者）と事業所等との情報交換を実施。

2. 圏域重症心身障害児者専門部会、医療的ケア児等支援センターの連携の在り方について検討  
障害者計画の数値目標に伴い、市内の医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ3名参加し、資格所持者数を増やすことができる。圏域での連絡会や出張相談会への参加協力をしながら、圏域内の課題へ取り組むようにする。

圏域重症心身障害児者専門部会へ部会員から2名参加。多職種連携研修へも部会員から4名が参加し連携を深めることができる。

圏域部会への参加：

次年度について

本年度まで医療的ケアの題材が多く見られている。重症心身障害児者の範囲について再確認し、日中活動先の事業所への参加の促しをし構成員を増やしていくようにすることで、ライフステージに沿った支援体制を構築していくようにする。現状生活介護の事業所数の増、放課後等デイサービスの増を検討。部会内にて承認後、事業所依頼をしていく。

地域の支援体制に伴い、社会資源の把握を実施してきた。足りない資源に目を向けるのではなく、繋の支援に着目し、どのような協力体制を構築することができるのかを協議していくようにする。

焼津市 附票(18歳未満):票の数字およびアルファベットは評価シートに対応しています

	内容	主管課	実施者	対象	実施時期	目的	方法	使用ツール
①	こんにちは赤ちゃん訪問	健康づくり課	保健師、看護師、保育士	焼津市に住民票のある新生児・乳児のいる家庭	概ね生後2か月までの間	子育ての孤立化を予防し、子育て支援に適切な情報提供または必要があれば支援に結びつける。	出産報告書をもとに訪問日の約束をして訪問を実施。児の健康状態の把握、身体測定の実施、母の健康状態および養育状況の把握、情報提供(予防接種、健診、子育て情報)	
②	乳幼児健診・相談	健康づくり課	小児科医師、歯科医師、視能訓練士、心理師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、保育士、図書館司書	各健診・相談の対象月齢児および保護者(4・10か月、6~7か月、1歳6か月、2歳(歯みがき)、2歳3か月3歳、3歳6か月)	各健診・相談の実施日	月齢ごとの発達・発育、育児の状況、養育環境の確認および指導。保護者支援。	医療機関(4・10か月健診)または保健センターにて、身体測定、歯科健診、内科健診、ブックスタート(6か月)、尿検査と眼検査(3歳)、フッ素塗布(1.6希望者)、保健師の問診等の実施。2.3相談は1.6健診にて発達が気になる子のフォロー相談。3.6相談は、3歳児健診で発達が気になる子のフォロー相談。事後は、育児支援教室や小規模保育所等訪問、幼児巡回相談等次の支援へ繋いでいる。	
③	心理相談・育児相談	健康づくり課	心理士、保健師、助産師	子育て中で、発達や養育面に心配がある子どもと保護者	適宜	発達が気になる子どもや養育上の不安を抱える保護者の支援	保護者の希望により、面接又は電話にて実施。健診・相談場面に合わせて行うこともある。関わり方の提案、情報提供、様子の確認、関係機関の繋ぎを行う。	
④	発達検査	健康づくり課 こども相談課	心理士	発達の気になる乳幼児と保護者	適宜	日常生活等において困りを持つ子どもの理解促進と支援方法の検討	発達検査(又は知能検査)を実施する。検査後、保護者に結果を伝え、関わり方の提案をする。	あしすとファイル
⑤	育児支援教室 (おひさま教室、さくらんぼ・たんぽぽ教室)	健康づくり課	保健師、保育士、心理士、児童発達支援センター ぽぷら	乳幼児健診相談にて発達の気になる子どもおよび保護者	おひさま: 月1回 さくらんぼ・たんぽぽ: 月1~2回	遊びを通して、経過観察および療育指導を行い、保護者の関わり方の提案をする。	全体で呼名・手遊び・楽器・体操を行い、課題遊びを行う。 おひさま教室:1.6健診にて心理相談等を受け必要性があれば参加を促す。1.6歳から2.3歳が対象となる。 さくらんぼ・たんぽぽ教室:2.3相談、3歳児健診にて参加を促す。6か月間の教室で卒業後は3.6相談や見発、療育等へ繋げる。	
⑥	障害児相談支援	障害福祉課	指定障害児相談支援事業者	通所給付決定の申請・決定もしくは変更申請・決定のあった障害児および保護者	サービス支給期間(18歳まで)	「障害児支援利用計画」を作成し、本人に合ったサービス提供につながるよう支援する。	アセスメントにより本人の心身の状況や置かれている環境、本人保護者の意向その他の事情を勘案し、「障害児支援利用計画」を作成する。 また、モニタリング期間ごとに利用状況の確認や本人保護者の意向を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。	
⑦	児童発達支援事業	障害福祉課	児童発達支援センターぽぷら 児童発達支援事業所	障害児通所サービス利用児および保護者	サービス支給期間(未就学児)	日常生活における基本的な動作や知識技能を習得するとともに、集団生活への適応を目指す。	本人が児童発達支援事業所にて、身支度・食事・排泄等の訓練や、遊びや創作活動を通じた社会生活技能訓練等の日中活動を行う。	
⑧	ライフサポート事業 (ぽぷら親子教室)	障害福祉課	児童発達支援センターぽぷら	発達の気になる子どもおよび保護者	サービス支給期間(未就学児)	親子での遊びの場を通してできることを増やし、子どもと親の有効的な関わりを目指す。	本人保護者がぽぷらにて、他の親子とともに歌や遊び、創作活動などを行う。	
⑨	乳幼児シートの移行	健康づくり課 こども相談課	健康づくり課、こども相談課	発達の要経過観察児の中で、就園先が決定し、保護者の同意の取れた児	毎月	就園後のサポートに引き継ぐため。	健康づくり課での支援の記録(乳幼児シート)をもとにこども相談課に情報提供とシートの受け渡しを行う。	
⑩	発達相談	こども相談課	こども相談課 発達支援担当	発達の気になる子ども(3~18歳未満)及び保護者	適宜	発達が気になる子どもと保護者への支援	発達が気になる子どもを持つ保護者の希望により実施。保護者の相談内容に合わせた、支援方針の提案、情報提供、関係機関への繋ぎを行う。	あしすとファイル
⑪	発達支援調整会議	こども相談課	こども相談課・障害福祉課・健康づくり課	障害児通所サービス利用希望児とその保護者(未就学児)	サービス利用希望が出た時	障害児通所サービス利用希望児のアセスメントと受給者証発行可否の決定	希望する保護者と面接し、子どもの発達の状態をアセスメントする。アセスメントした結果や、検査記録、行動観察の様子を基に、受給者証発行の可否を決定する	
⑫	園→ぽぷらへの移行支援	障害福祉課	元在園先、児童発達支援センターぽぷら	園からぽぷらへ移行する児	ぽぷら移行前	本人の特性等を把握し、ぽぷらでの適切な支援につなげる	元在園先とぽぷらで本人の特性等の情報の受け渡しを行う。	
⑬	幼児巡回相談	こども相談課	こども相談課 発達支援担当・児	3~5歳児で、園生活の中で発達が気	年2回	園での行動観察を通して、特性理解を、園	園に訪問し、対象の子どもへの行動観察を行う。園の職員と子どもの様子や支援方	

			童発達支援センターぽぷら	になる児。(基本は保護者の同意有)		や保護者に促し、適切な支援及び就学に繋げる	針についてカンファレンスを行う。必要に応じて、保護者へ特性について理解を促し、適切な支援、就学に繋ぐ	
⑭	どんぐり教室	こども相談課	こども相談課 発達支援担当	明らかな遅れはないが、発達の凸凹があり、尚且つ運動面の遅れ(協応運動や姿勢保持の苦手さ等)があり、集団生活から外れてしまう5歳児	5歳児後期	粗大運動(感覚統合)を中心とした活動を通して、達成感や自信を持ち、安定した園生活を送ることができるよう支援する。	月2回5か月間(全10回)、身体を意識して動かすことや協調運動などの粗大運動(感覚統合)を中心とした内容の教室を実施。保護者も教室の様子を見てもらうことで、子どもの特性理解を促し、就学に向けた保護者支援も行う。	
⑮	発達検査	こども相談課	こども相談課 発達支援担当	集団生活において、困りを持つ3~5歳児	適宜	集団生活等において困りを持つ子どもの理解促進と支援方法の検討	発達検査(又は知能検査)を実施する。検査後、保護者や所属園の先生へ結果と支援方法を検討する	
⑯	保育所等訪問事業	障害福祉課	保育所等訪問支援事業所(児童発達支援センターぽぷら)	障害児通所サービス利用児および保護者	支給期間(主に未就学児)	障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応を促す。	保育所等訪問支援事業所が保育園や幼稚園等を訪問し、本人への直接支援や訪問先施設スタッフへの技術的指導による間接支援を行う。	
⑰	幼児ことばの教室	保育・幼稚園課	幼児ことばの教室指導員	4・5歳児で、ことばの発達や発音が気になり、指導が必要であると認められた児	通年(最長2年間)	個別の指導を通して、言語の獲得や正しい発音を身につける。	ことばの発達や発音が気になる子どもを持つ保護者の希望により面接をし、指導が必要であると認められた場合、週1回または月2回の個別指導を行う。(焼津南小学校、小川小学校、大井川南小学校)	
⑱	ライフサポート事業(ぽぷら並行通園)	障害福祉課	児童発達支援センターぽぷら	園児およびその保護者	支給期間(未就学児)	施設の機能を活用し、日常生活訓練等を実施し子どもたちの自立を促す。	地域の保育園や幼稚園に通う、発達の遅れなどがある園児を対象に、小集団での療育を行う。	
⑲	プレスクール	学校教育課 教育センター	担当指導主事、特別支援コーディネーター	未就園の外国籍新小1の子どもとその保護者	12月~3月	・小学校入学初期に必要な日本語や学校生活への適応について体験を通して身に付けさせる。 ・保護者へ、小学校入学にあたって準備等すべきことや、母語の大切さについて情報提供する。	全7回 隔週土曜日 7:50~12:00(実際の小学校の日程にそって、実施する。) 開校式、オリエンテーション、母語の重要性、母語の活動、約束・トイレ、家と学校の違い、時間割とチャイム、書くこと、保護者の行事・子供会、朝のしたく・きがえ、掃除、持ち物・毎日の準備・消耗品管理、体育・集団行動、給食、整理整頓、交通安全教室、修了式	
⑳	新小1引継ぎ会	市内各保幼小	年長児担任、現1年担任等	新小学1年生	2月頃	新1年生の情報を引き継ぐ。	各保幼小の方法による。個人ごとの情報を紙面と口頭でやり取りする形が多い。	就学支援シート
㉑	就学時健診(教育相談)	子ども支援課(各小学校) 保育・幼稚園課	新小学1年生の保護者 学校の担当者	新小学1年生	10~11月	入学後の支援等について相談をする。	保護者と学校の担当者で話し合う。	
㉒	移行支援会議(関係機関同士)	特別支援学校	特別支援学校の部主事、特別支援コーディネーター、在籍園、保育幼稚園課、障害福祉課、子ども支援課、こども相談課等	新年度転入学する児童生徒	1~2月	障害の状況、家庭の状況等を引き継ぎ、転入学後の指導、支援にいかす。	話し合い	個別の教育支援計画、指導計画 特別支援学校が作成した文書
㉓	ケース支援会議(家族含む)	こども相談課	こども相談課 発達支援担当	保護者と関係機関が集まり、支援方針の検討が必要と考えられる児	適宜 対象の定義化が必要か	保護者と関係機関が集まり、対象児への支援方針を検討する。また、保護者と関係機関間の協力体制を構築する。	保護者と関係機関、こども相談課が集まり、対象児の情報を共有し、有効な支援の継続と今後の支援方針を協議する。	あしすとファイル
㉔	幼児ことばの教室引継ぎ(特別支援教育)	保育・幼稚園課 学校教育課	幼児ことばの教室担当者 各小学校の特別支援コーディネーター等	学齢ことばの教室へ切れ目なく入級することが望ましい新1年生	3月	対象児のことばの状況について引き継ぎ、入学後行われる就学支援の資料とする。	話し合い	ことば相談申し込み希望票
㉕	チャレンジ教室	子ども支援課	適応指導教室指導員	不登校児童生徒の内入級を希望した児童生徒	通年	社会的自立及び学校復帰	学習支援や悩みごとの相談にのる。(焼津・東益津・大井川)	

②⑥	フリースクール	各フリースクール	各フリースクールによる	各フリースクールによる	各フリースクールによる	各フリースクールによる	各フリースクールによる	
②⑦	学校訪問	こども相談課	こども相談課 発達支援担当	発達相談・発達検査を受けたことがあり、保護者の希望があった児及びその保護者。	年2回（前期・後期）	対象児の特性や支援歴等を情報提供し、早期支援に繋ぎ、適正な支援や就学先を学校や保護者と検討する。	学校へ訪問し、授業の様子を行動観察する。その後、特別支援コーディネーター及び担任の先生等とカンファレンスを行い、情報共有、支援方針の検討を行う。保護者へは、行動観察の様子を電話又は面接にて伝えると共に、支援方針を検討する	あしすとファイル 就学支援シート
②⑧	学齢巡回相談	子ども支援課	巡回相談員	巡回相談を希望した児童生徒とその保護者	通年	特別な支援を必要とすると考えられる児童生徒のアセスメントと、支援方法の提案を行う。	授業観察、知能検査、保護者面談、ケース会 必要に応じて各関係機関（就学支援、通級、医療、適応指導教室、カウンセラー等）へ繋げる。検査結果の情報提供を行う。	
②⑨	支援員連絡会	各学校	支援員、特別支援コーディネーター、教頭、教務、養護教諭、心の教室相談員等	支援を要する児童生徒	各学校の計画による	支援をしている児童生徒について情報共有を行う。	話し合い	
③⑩	焼津市特別支援教育専門家チーム会議	子ども支援課	担当主席指導主事、指導主事	各校の特別支援コーディネーター	年3回 5、11、2月	特別支援教育について理解を深めたり、各校の進捗状況等について情報を交換したりする。	研修会	
③⑪	発達障害児連絡会	焼津市立総合病院	言語室	志太榛原地区の保育園、幼稚園、小学校、支援級のある中学校、支援学校、医療機関、市など	年3回 2、6、10月 ※令和2年度と3年度はコロナのため未実施	発達に問題を抱えた子どもたちの情報共有や支援する機関の連携を図る	講義、ケースワーク等	
③⑫	病院との児童相談	関係小中学校	対象児童生徒担任、特別支援コーディネーター等	学校からの情報を診療、診断に用いる医療機関を受診する児童生徒	随時	児童生徒の適切な診断に役立てるため	医療機関が示す文書に記載して対象児童生徒の学校での状況を情報提供する。（担当医・患者支援室担当⇔担任、特別支援 Co.等）	医療機関が作成した文書 学齢巡回相談で作成した資料
③⑬	新中1引継ぎ会	各小中学校	小学校6年担任、現中学3年担任	新中学1年生	2～3月	新1年生の情報を引き継ぐ。	関係小中学校の方法による。 個人ごとの情報を紙面と口頭でやり取りする形が多い。	個別の教育支援計画、指導計画
③⑭	新1年引継ぎ会	関係小中学校	特別支援学級小学校6年担任、現中学3年担任	特別支援学級新中学1年生	2～3月	特別支援学級入級新1年生の情報を引き継ぐ。	関係小中学校の方法による。 個人ごとの情報を紙面と口頭でやり取りする形が多い。	個別の教育支援計画、指導計画
③⑮	医療相談							
③⑯	オープンスクール	各高等学校等	各高等学校等	入学を希望する生徒	各高等学校等の計画による	各高等学校等の計画による	各高等学校等の計画による	
③⑰	学校説明会	各高等学校等	各高等学校等 藤枝特支各学部1学期	入学を希望する生徒 転入学児童生徒保護者	各高等学校等の計画による	各高等学校等の計画による 特別支援学校の情報を得、進路選択の一助とする。	各高等学校等の計画による 見学と資料説明	紙媒体または、映像資料
③⑱	焼津市進路学習会	子ども支援課	担当指導主事	不登校等	9月末～10月初旬頃	不登校（傾向）等の児童生徒、保護者及び小・中学校教職員、関係機関職員に対して、進路に関する情報を提供し、よりよい進路選択の一助とする。	参加する高等学校等の学校案内を聞く。	
③⑲	体験・見学説明会	特別支援学校	特別支援学校各学部2学期	転入学児童生徒保護者およびその児童生徒、担任	特別支援学校の計画による 2学期	特別支援学校で、体験見学を行う。特別支援学校の情報を得、進路選択の一助とする。	体験、見学、教育相談	
④⑩	事前相談会	特別支援学校	特別支援学校高等部	入学を希望する生徒、保護者	随時	特別支援学校の様子を伝え、受験について相談にのる。	話し合い	

④①	就学支援委員会	就学支援委員会	就学支援委員	保護者同意の上、各保幼小中から審議依頼のあった幼児、児童、生徒	6月、10月、1月	障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学支援を行う。	対象児の観察、保護者面談等を実施し、障害のある幼児、児童及び生徒の障害の程度の判断及び就学に関する助言を行う。	
④②	移行支援会議	特別支援学校	特別支援学校の部主事、特別支援コーディネーター、市教委 福祉課進路課等	新年度入学する生徒および卒業生徒	1～2月	障害や家庭の状況、入学前の支援者からの情報提供を受け、転入学後の指導、支援にかかす。	入学予定者についての生徒の実態、家庭状況、これまでの支援方法や課題について共通認識を図る。※特別支援学校高等部の引継ぎは、市福祉課、教育委員会指導主事も出席	個別の教育支援計画、指導計画 特別支援学校が作成した文書
④③	巡回通級	県高校教育課	専門的スキルを持つ講師と担当教員	自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等(障害の有無がはっきりしない場合を含む。)、自立活動が必要な生徒であると校長が認めた者	1～2週に1回程度	個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技術、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。	専門的スキルを持つ講師と学校における担当教員とともにチームティーチングによる指導を行う。	
④④	教育相談	高等学校	高等学校	生徒、保護者	随時	保護者、生徒の相談にのり、今後の指導、支援等を検討する。	話し合い形式および授業参観	
④⑤	移行支援会議	特別支援学校	学校、本人・保護者、計画相談、障害福祉課、必要に応じて委託相談、ぼらんち、HW、進路先	特別支援学校 高等部2・3年生	高2・・・2月頃 高3・・・3月頃	新年度からの社会生活を円滑に進められるよう卒業生と保護者の思いや、願いを関係機関に伝え、適切な支援方法や対処方法、支援機関などについて話し合い、情報の共有化を図る。	移行支援計画を基に本人、保護者の思いや支援のポイント、引継ぎが必要な情報を伝える。 進路先から受け入れにあたっての条件や必要な手続き、留意点などを伺う。	移行支援計画 ぼらんちへの登録用紙
④⑥	個別の情報提供	健康づくり課 こども相談課	健康づくり課 こども相談課 発達支援担当	発達の気になる乳幼児と保護者	適宜	発達が気になる子どもや養育上の不安を抱える保護者の支援	保護者の同意を得て、園やばぶら等の児童発達支援事業所に個別の情報提供を行う。 育児支援教室終了者で就園先に情報提供が必要と判断した児の経緯、発達の現状、保護者の思いの情報共有を図る	
④⑦	放課後等デイサービス	障害福祉課	放課後等デイサービス事業所	障害児通所サービス利用児および保護者	サービス支給期間(18歳まで)	生活能力の向上のために必要な訓練を提供し、社会との交流の促進、自立の促進を目指す。	本人が放課後等デイサービス事業所にて、運動機能の訓練や社会生活技能の訓練等の日中活動を行う。	
④⑧	小規模保育所等訪問事業	健康づくり課	児童発達支援センターばぶらへ委託	発達が気になる満3歳以前の児で、園に通園中の児。(保護者の同意有)	適宜	園での行動観察を通して、特性理解を、園や保護者に促し、適切な支援に繋げる。	園に委託先のばぶら職員が訪問し、対象児の行動観察を行う。園の職員と児の様子や支援方針についてカンファレンスを行う。保護者へフィードバックを行い、児の特性について理解を促し、適切な支援に繋ぐ	
④⑨	支援学級入級説明会	特別支援学級	特別支援学級	特別支援学級への就学を考えている児童の保護者				
⑤⑩	就学支援保護者説明会	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	特別支援学校、特別支援学級への就学を視野に入れている保護者	9月頃	就学先決定の一助となるため	就学支援の流れや特別支援学校や特別支援学級の特色等について説明を行う。	
51	学校福祉部(こども家庭支援事業)	子ども支援課 家庭支援課	子ども支援課 家庭支援課	不登校児童や生徒を抱える家庭、経済的な問題を抱える家庭、学校生活に不安を感じている家庭	随時	問題解決に向け、子どもや家庭への総合的な支援を行う。	公認心理士、保健師、社会福祉士、SSW等の専門職が庁内関係部署や関係機関、専門機関等と連携し、家庭訪問による直接支援やケース会議を行う。	
a	あしすとファイル	こども相談課	こども相談課 発達支援担当	こども相談課で相談を行った子どもを持つ保護者	適宜	子どもの支援歴等を保護者が記録(記入又はファイリング)し、必要に応じて関係機関へ情報開示することで、途切れない支援を目指す。	こども相談課で面接、検査等を実施した際に、説明し希望した保護者へ配布。保護者は、適宜、子どもの様子を記録(記入又はファイリング)することができる。記録した内容は、必要に応じて、所属する園や学校、病院等の関わりのある期間に見せることで、支援を繋ぐ。	
b	退院連絡票	医療機関	医療機関	退院後の事後フォローが必要な児	随時	状況を地域の関係機関と共有し支援を継続する。	退院時の状況や退院後の支援内容を記載し、関係機関に送付する。	

c	リハビリ計画書	医療機関	医療機関	ST,OT,PT の受診が必要な児	随時	必要な訓練内容と頻度等を関係機関が共有し、同じ目標に向かって実施できる。	対象児の診断や状況をもとに、アセスメントを行い、ニーズや課題、長期、短期目標を設定し、具体的なリハビリ内容を記載する。	
d	障害児支援利用計画	障害福祉課	指定障害児相談支援事業者	通所給付決定の申請・決定もしくは変更申請・決定のあった障害児および保護者	サービス支給期間	サービス利用児とその保護者を支援するため、関係機関が情報を共有し、関係する事業所から一体的な支援を受けられるようにする。	サービス利用児とその保護者からアセスメントを行い、ニーズや課題、その支援方針、利用するサービス等を記載する。	
e	紹介状(医療機関への)	医療機関	医療機関	より専門的な、継続した受診や治療が必要な児	必要時	継続的に必要な治療について専門医またはかかりつけ医に依頼する。	医療機関での検査結果や見立てについて記載し、より専門的な検査、治療等の依頼を文書で行う。	
f	指導要録	教育委員会	各学校 主たる作成者は担任	全児童生徒	2~3月 特支:4月 作成、3月 加除訂正	児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの。	写しを送付する。 送付された側は、児童生徒の実態把握、指導に役立てる。	
g	就学支援シート	こども相談課	こども相談課 発達支援担当	就学支援対象者(支援学校は除く)及び、園が必要と考える子どもの内、保護者の同意を得られた子ども。	5歳児の1月から3月	幼稚園・保育所等で行ってきた支援内容を小学校に引継ぎ、切れ目ない支援を目指す。	園の先生と保護者がそれぞれ所定の用紙(園用、保護者用)に、子どもの様子や支援方法、心配なこと等を記載し、こども相談課へ渡す。こども相談課から子ども支援課へ送った後、それぞれの学区の学校へ送られる。	
h	個別支援計画	障害福祉課	障害児通所事業所	障害児通所事業所利用児	サービス支給期間	利用児の特性や課題を明確にし、ニーズに合わせたサービスの提供を目指す。	アセスメントにより利用児や保護者の意向や希望、特性等に合わせて、課題や支援の方針等を記載し作成する。 サービス等利用計画を受けて作成される。	
	個別支援計画(特支)	藤枝特別支援学校	担任	在籍児童生徒	1学期作成、適宜加除訂正	児童生徒の支援の確認と継続	入力、保護者承諾	紙媒体
i	個別の教育支援計画、指導計画	学校教育課	各学校 担任、特別支援コーディネーター	特別な支援が必要で個別の教育支援計画、指導計画を作成する必要のある児童生徒	2~3月	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを通じ、一貫して的確な支援を行う。 学校生活において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応してきめ細かな指導や支援を行う。	保護者の共通理解のもと、計画を作成し、家庭・学校・支援機関との支援方針の共通認識を図る。 学校での指導における個々の短期の指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画を作成し、共通認識を図る。	
j	中高連携シート	静岡県教育委員会	関係中学校、進学先公立高等学校	発達障害を含む特別な支援を必要とする生徒	年度末	進学後も切れ目ない支援を受けることができるようにするため。	進学先公立高等学校へ送付する。 必要があれば、情報交換の場を設定する。	
k	移行支援計画		学校	高3	卒業式後の3月	本人のプロフィール、本人と保護者の思いや願いなどを情報提供する。	本人、保護者の思いや支援のポイント、必要な引継ぎ内容について共通認識を図る。	

焼津市 附票(18歳以上):票の数字およびアルファベットは評価シートに対応しています

	内容	主管課	実施者	対象	実施時期	目的	方法	使用ツール
①	身体障害者手帳	障害福祉課	静岡県	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、または内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、HIV免疫機能)のいずれかに、永続する障害がある人	適宜	身体に永続的な障害がある方に対して、各種の福祉サービスや支援を提供し、自立や社会参加を促進すること。	申請をされる場合は、お住まいの福祉事務所や障害福祉課)の窓口。年齢制限はなく、乳幼児から高齢者まで申請可能。	手帳
②	療育手帳	障害福祉課	静岡県	児童相談所や知的障害者更生相談所において、知的機能の障害(知的障害・精神遅滞)が発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じていると認定された方	適宜	知的障害のある方に対し、ライフステージを通じて一貫した指導・相談を行うとともに、様々な福祉サービスや支援措置を受けやすくすることです。	障害福祉担当窓口へ申請書を提出し、児童相談所及び知的障害者更生相談所にて聞き取り等を実施し、判定結果後に交付。	手帳
③	重度心身障害者医療費助成制度	障害福祉課	行政	・身体障害者手帳 1～3級程度の方 ・療育手帳A(重度)または一部B1(中度)程度の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(または2級)の方 ・所得要件を満たしている方	適宜	身体や精神に重度の障がいがある方が病院・薬局を受診した際に、健康保険が適用される医療費の自己負担分を、自治体が助成する福祉制度	障害福祉担当窓口にて障害手帳、健康保険証、所得証明書(自治体による)、印鑑、振込口座情報を提出し申請をする。	受給者証
④	難病医療費助成制度(特定医療費助成制度)	障害福祉課	『指定医療機関』(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)	・指定難病の診断のある方	適宜	難病医療費助成制度(特定医療費助成制度)は、指定難病と診断された患者さんの経済的負担を軽減するため	難病指定医を受診し、指定難病と診断された方。医師作成の臨床調査個人票(診断書)、保険証、マイナンバー、住民票などを持参し、障害福祉課の窓口にて申請。: 居住地の都道府県・指定都市の窓口(保健所など)へ提出。	受給者証
⑤	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	障害福祉課	『指定医療機関』(薬局、訪問看護ステーション)	・指定難病の診断のある方	適宜	難病患者等への長時間(4時間以上8時間以下)の訪問看護及び登下校・在校時に医療的ケアを行い、介護者の負担軽減を図る	対象疾病に罹患していることがわかる書類(診断書等)を持参の上、障害福祉サービス等の申請をしてください。	
⑥	高額療養費制度	保険証に記載のある保険者	保険者	医療費の自己負担額が高額となる場合	適宜	「限度額適用認定証」の交付を受け、病院(医療機関)等の窓口での支払いを下の表の自己負担限度額までにする	対象者(入院する人、高額医療を受ける人)の資格確認書または官公署発行の氏名、住所、生年月日が記載されたものを持参し、各保険者へ申請する。	受給者証
⑦	補装具費支給制度	障害福祉課	指定補装具作成事業者	・身体障害者(児):身体障害者手帳の交付を受けている方。 ・難病患者等:障害者総合支援法で定められた「特殊の疾病(難病)」により、身体機能に障がいがある方。	適宜	重症心身障害者の方が車椅子や装具などの補装具を必要とする場合、補装具費支給制度を利用することができる	障害福祉課の窓口にて申請。原則として費用の1割を自己負担すれば補装具の購入・修理ができますが、所得に応じて月額上限額が設定されており、市町村民税非課税世帯では負担がゼロとなる。	
⑧	日常生活用具給付等事業 消耗品(スーマ、おむつ、人工内耳用電池等)	障害福祉課	指定福祉用具提供事業者	・身体障害者手帳の交付を受けている方(等級に制限がある場合が多い) ・療育手帳の交付を受けている方(主に知的障害) ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・指定難病患者(障害者総合支援法の対象疾病) 原則として在宅の方(施設入所や長期入院中の方は対象外となる場合	適宜	日常生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、スーマ用装具など)については、地域生活支援事業の一環として各市区町村が実施する「日常生活用具給付等事業」で支援を受けられる	給付対象となる用具や自己負担額は市区町村によって異なりますので、お住まいの自治体の担当窓口にお問い合わせください。これらの障害福祉サービスは、重症心身障害者医療費助成と併用することで、医療と日常生活の両面から包括的な支援を受けることができます	

				があります)				
⑨	障害者向けのタクシー券(福祉タクシー利用券)	障害福祉課	焼津市、島田市、藤枝市、吉田町のタクシー事業者が対象。	身体障害者手帳:1級~3級(下肢、体幹、視覚、内部機能障がいなど) 療育手帳:A(重度)またはそれに準ずる判定 精神障害者保健福祉手帳:1級	適宜	助成額: タクシー運賃(迎車料金除く)の5割。ただし、1回乗車につき1,000円までの助成。 枚数: 年度ごとに交付(詳細は申請時に確認)。	障害福祉課(市役所本庁舎2階)または大井川市民サービスセンターにて申請。認定調査等判定後に支給決定。 必要なもの: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、印鑑。	タクシー券
⑩	特別障害者手当	障害福祉課	行政	・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQがおおむね20以下程度、または重度の精神障害者)を2つ以上有するもの ・ <u>重度の障害を1つ有し、さらに他の障害(おおむね身体障害者手帳3級、知的障害者でIQ35以下、または精神障害者)を2つ以上有するもの</u> <u>重度の障害を1つ有し、それが特に重度のため日常生活(動作)能力が極めて低いもの</u>	適宜	手当額: 29,590円 毎年2・5・8・11月の10日に3か月分を支給 支給日が土・日・祝日の場合は金融機関の直前の営業日の振込み 継続して3か月以上入院しているとき(資格喪失) 施設に入所しているとき(資格喪失) 本人、または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき(支給停止)	障害福祉課の窓口にて申請。受給者(障害者)名義の口座がわかる通帳などの写し*認定された場合に振り込み先となる。	
⑪	障害者基礎年金	年金事務所、国保年金課	行政	国民年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがで障害者になった人 被保険者の資格を失った後、障害者になった日本国内に住所のある60歳~65歳の人 20歳前に初診日があり、その後障害者になった人	適宜	障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。 障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。	国民年金課、年金事務所へ窓口。医師の意見書等が必要。 1級 1,039,625円(令和7年4月(6月振込分)から) 2級 831,700円(令和7年4月(6月振込分)から)	年金手帳
⑫	居宅介護	障害福祉課	居宅介護事業所	障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者 ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)であること	適宜	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行う。	1相談・申請: 市区町村の窓口へ相談し、申請書を提出する。 2調査: 心身の状況調査(認定調査)を受ける。 3支給決定・受給者証の交付: 審査後、受給者証が交付される。 4サービス等利用計画の作成: 相談支援事業所が計画を作成する。 5契約・利用開始: 事業所と契約し、サービスを開始する。 相談は、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口で行えます。  <提供事業者一覧> アクア訪問介護 大井川福祉サービスセンター 介護クラーク駿河西 セントケア焼津 特別養護老人ホーム高麓 ニチイケアセンター大井川 ニチイケアセンター大住 ニチイケアセンター焼津 ニチイケアセンター八楠 訪問介護事業所つばさ	受給者証

							焼津医師会ヘルパーステーション 焼津福祉サービスセンター	
⑬	重度訪問介護	障害福祉課	重度訪問介護事業所	<p>障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分4以上であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 二肢以上に麻痺等があること</p> <p>(2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること</p> <p>2 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者</p>	適宜	<p>重度の肢体不自由者に対し、自宅での日常生活全般を包括的に支援する。</p>	<p>&lt;提供事業者一覧&gt;</p> <p>アクア訪問介護</p> <p>大井川福祉サービスセンター</p> <p>セントケアやいづ</p> <p>特別養護老人ホーム高麗</p> <p>ニチイケアセンター大井川</p> <p>ニチイケアセンター焼津</p> <p>焼津医師会ヘルパーステーション</p> <p>焼津福祉サービスセンター</p>	
⑭	重度障害者等包括支援	障害福祉課	無し	<p>常時介護を必要とし、以下のいずれかに該当する方です。</p> <p><b>肢体不自由</b>：四肢の麻痺および寝たきりの状態</p> <p><b>重度行動障がい</b>：知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する</p> <p><b>意思疎通</b>：意思疎通を図ることに著しい支障がある</p>	適宜	<p>介護の必要性が高い人で居宅介護等複数サービスを行う。</p>	<p>&lt;提供事業者一覧&gt;</p> <p>無し</p>	
⑮	療養介護	障害福祉課	療養介護提供事業者（病院）	<p>障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>障害支援区分5以上に該当し、次の1から4のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1)及び(2)に準じる者として市町村が認めた者</p>	適宜	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います</p>	<p>&lt;提供事業者一覧&gt;</p> <p>無し</p>	
⑯	生活介護	障害福祉課	生活介護提供事業者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>(1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である</p>	適宜	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の</p>	<p>&lt;サービス提供事業者&gt;</p> <p>ゆたか</p> <p>沙羅</p> <p>ワーク焼津小川</p> <p>すいせん</p> <p>ゆりかもめ</p> <p>虹の家</p> <p>チルル</p> <p>緑遥作業所</p> <p>野いちご</p> <p>権兵衛（*共生型）</p>	

						必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。	
⑰	短期入所	障害福祉課	短期入所提供事業者	<p>&lt;福祉型(障害者支援施設等において実施)&gt;</p> <p>(1) 障害支援区分が区分1以上である障害者</p> <p>(2) 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</p> <p>&lt;医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施)&gt;</p> <p>遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等</p>	適宜	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	<p>&lt;提供事業者一覧&gt;</p> <p>焼津市立病院</p> <p>大井川寮</p> <p>SIH 焼津宗右衛門</p> <p>ユースタイルホーム石津</p> <p>ふわふわ</p>
⑱	施設入所支援	障害福祉課	施設入所提供事業者	<p>生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上である者</p> <p>(2) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者</p> <p>(3) 特定旧法指定施設に入所していた者であつて継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、(1)又は(2)に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者</p>	適宜	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	<p>&lt;提供事業者&gt;</p> <p>大井川寮</p>
⑲	共同生活援助(グループホーム)	障害福祉課	共同生活援助提供事業者	<p>障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)</p>	適宜	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。	<p>&lt;提供事業者一覧&gt;</p> <p>SIH 焼津宗右衛門</p> <p>ユースタイルホーム石津</p> <p>ふわふわ</p>
⑳	特定相談/障害児相談	障害福祉課	特定相談提供事業者	福祉サービス利用者	適宜	<p><b>障害者特定相談支援(特定相談):</b> 障害のある方が、自身のニーズに適した障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成・見直しする支援。</p>	<p>&lt;提供事業者一覧&gt;</p> <p>スリーハート</p> <p>生活支援センターわおん</p> <p>Kolina</p> <p>イロハ</p>
21	静岡県医療的ケア児等支援センター	静岡県	センター受託事業者 静岡県看護協会	県民	適宜	<p>日常的に吸引や経管栄養などの「医療的ケア」を必要とする子どもや障害者、その家族が地域</p>	<p>地域の障害福祉担当課や相談支援事業所に連絡するか、直接センターに電話で相談(来所は要予約)。</p> <p>相談員(看護師など)が悩みを聞き、適切なサー</p>

						<p>で安心して暮らせるよう、相談・情報提供・関係機関との調整を行う都道府県等に設置された拠点です。</p>	<p>ビスや支援機関を紹介。 必要に応じて、地域（保育所・学校）や病院との調整を行ってくれる。 <b>生活相談:</b> 退院後の生活設計、地域の社会資源（福祉サービス、一時預かり等）の情報。 <b>看護・ケア:</b> 医療的ケア（吸引、経管栄養など）の手法や相談。 <b>教育・保育:</b> 保育園、幼稚園、学校への就園・就学サポート。 <b>レスパイト:</b> 家族の休息のための看護・介護相談。</p>
⑳	基幹相談	障害福祉課	基幹相談受託事業者	焼津市民	適宜	<p><b>地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関です。</b> 障害がある人やその家族からの相談に応じると同時に、地域の相談支援体制（他の事業所や関係機関）をコーディネート・強化する役割を持っています。</p>	<p><b>焼津市障害福祉課窓口</b>に相談（来庁、TEL等） <b>総合的な相談窓口:</b> 障害福祉サービス、福祉制度、権利擁護、生活上の困りごと（住まい、金銭管理など）の相談に対応。 <b>解決困難事例への対応:</b> 他の相談事業所では解決が難しいケースへの対応。 <b>地域体制のコーディネート:</b> 地域の障害者相談支援体制全体をコーディネートし、他の相談事業所をサポート。 <b>地域移行のサポート:</b> 病院や施設から地域での生活へ移行する支援。  &lt;サービス提供事業者&gt; COCO サポート</p>
㉑	委託相談	障害福祉課	委託相談受託事業者 生活支援センターわおん 相談支援センター高鹿 計画相談支援イロハ	焼津市民	適宜	<p>市町村から委託を受けた相談支援事業所が、障害のある方やその家族の相談に応じる地域生活支援事業です。 日常生活の悩み、福祉サービス利用の相談、権利擁護など、専門的な支援を無料で受けられます。</p>	<p><b>焼津市障害福祉課窓口</b>に相談（来庁、TEL等） <b>総合的な相談:</b> 福祉サービス、生活上の困りごと（仕事、学校、家事、お金、介護など）。 <b>情報提供:</b> 利用できる障害福祉サービスや助成・支援制度の情報提供。 <b>関係機関との連携・調整:</b> 福祉サービス事業者や病院などとの連携。 <b>権利擁護:</b> 権利を守るための必要な援助。 <b>地域相談支援:</b> 地域移行支援など（施設からグループホーム等への移行など）。  &lt;サービス提供事業者&gt; 生活支援センターわおん 相談支援センター高鹿 計画相談支援イロハ</p>
㉒	医療的ケア児等 コーディネーター	静岡県	養成研修終了者及び事業者	医療的ケア児者及びその家族	適宜	<p>医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）とその家族が、保健・医療・福祉・教育など多分野にわたる必要な支援を円滑に受けられるよう、関係機関との調整や情報提供、地域全体の支援体制づくりを推進する専門職です。多職種連携の橋渡し役となり、適切なサービス利用を調整することで、子どもが地域で安心して生活できるようサポートします。</p>	<p>&lt;資格所持事業者&gt; 焼津市立病院 焼津訪問看護ステーション すいせん ゆたか スリーハート Kolina 生活支援センターわおん イロハ</p>
㉓	医療機関	医療提供者	中核病院及び診療所、クリニック	必要なもの	適宜	<p>病気やけがの診断、治療、予防を通じて、患者に安全で質の高い医療サービスを提供し、地域住民の健康保持と健康な社会の実現に寄与することです。</p>	<p>各医療機関の診察方法による。  &lt;提供事業者一覧&gt; 本多小児科医 山の手クリニック</p>
㉔	訪問医療	医療従事者	クリニック等	病気や障害、高齢などで歩行困難・寝たきりとなり、自力での通院が困難な方です。「一人で通院できない」「家族が毎回付き添うのは負担が大き	適宜	<p>通院困難な患者さんの自宅などで、病気の治療・管理・悪化予防を計画的に行い、住み慣れた場所での療養とQOL維持を支援することで</p>	<p><b>相談:</b> かかりつけ医、または担当のケアマネジャーに相談する。 <b>相談窓口:</b> 地域包括支援センターや、地域にある「在宅療養支援診療所」へ直接問い合わせる。 <b>審査:</b> 医師が自宅を訪問し、病状や家庭環境を</p>

				い」など、 <b>通院困難</b> であることが条件です。		す。	確認して訪問診療の計画を立てる。  <提供診療所> おひさま在宅診療所 岡本石井病院 駿河西病院 篠原医院 伊東クリニック 長岡内科 中山クリニック 岡本内科 立花クリニック ながたクリニック いたやクリニック かわさきクリニック	
②⑥	訪問歯科	都道府県	歯科医院等	身体的・精神的な理由や寝たきりなどで歯科医院への <b>通院が困難な方</b> （高齢者、要介護者、障害を持つ方など）です。	適宜	高齢や障害などで通院が困難な方に対し、自宅や施設で歯科診療・口腔ケアを提供し、生活の質の向上(QOL)と健康維持を図ることです。	原則として自宅やケアハウス、グループホームなどの生活の場。 <b>依頼先:</b> かかりつけの歯科医院、地域包括支援センター、ケアマネージャーに相談。 <b>費用:</b> 医療保険(1~3割負担)と介護保険(居宅療養管理指導)が適用される。 <b>判断:</b> 最終的な対象者かどうかの判断は、歯科医師が行う。  <提供事業者> フラワー歯科 もも歯科 たなか歯科 あい歯科クリニック	
②⑦	訪問看護	都道府県	訪問看護ステーション	年齢問わず、主治医が訪問看護の必要性を認めた方(特に重症者、難病の方)。 介護保険の対象外(40歳未満、特定疾病以外の40-64歳、要介護認定のない65歳以上)。 厚生労働大臣が定める疾病(別表7)の方(パーキンソン病関連疾患、人工呼吸器使用など)。 特別訪問看護指示書が発行された方。 <b>精神疾患をお持ちの方:</b> 通院治療中の方。 <b>小児期の方:</b> 出生時の異常や慢性的な障害を抱える乳幼児。	適宜	利用者が住み慣れた自宅で、病気や障がいがあっても自分らしく自立した生活を送れるよう、医療と生活の両面から専門的なケアを提供し、心身機能の維持回復や、家族の介護負担軽減を支援することです。	<b>相談・申し込み:</b> かかりつけ医(主治医)、ケアマネージャー、または地域の相談窓口(地域包括支援センターなど)に相談します。 <b>主治医の指示書:</b> 主治医が訪問看護の必要性を判断し、「訪問看護指示書」を作成します。 <b>訪問開始:</b> 看護師が自宅を訪問し、看護ケアを開始します。  <訪問看護事業所一覧> 焼津訪問看護ステーション 焼津北訪問看護ステーション 社会福祉協議会 医師会訪問看護ステーション 訪問看護ステーション「寿丸」 訪問看護ステーション「池ちゃんち」 セントケア訪問看護ステーション ニチイセンター訪問看護ステーション 訪問看護ステーション「ひびき」	
②⑧	訪問リハ	都道府県	訪問看護ステーション事業者	<b>要介護(要支援含む)の認定を受け、医師が「自宅でのリハビリが必要」と判断した方で、通院が困難な高齢者や障害のある方が中心です。</b> 具体的には、 <b>要介護1以上の方</b> や、 <b>要支援1・2の方</b> (介護予防訪問リハビリ)、 <b>40~64歳で特定疾病により認定された方</b> などが該当し、筋力低下、歩行困難、ADL(日常生活動作)への不安がある方などが利用できます。	適宜	利用者が自宅で自立した生活を送れるよう、心身機能の維持・回復を支援し、QOL(生活の質)を向上させることで、身体機能訓練だけでなく、環境調整、介護指導、社会参加の促進、家族支援まで含めた包括的な在宅生活支援です。	医療機関へ訪問リハビリについて相談。 訪問リハビリの事業者と面談。 サービス利用開始。  <提供事業者一覧> 駿河西病院 訪問リハビリ OHANA 訪問リハビリテーション 訪問看護・リハビリステーション寿丸 焼津訪問看護ステーション	
②⑨	訪問マッサージ		訪問マッサージ事業者	脳血管障害(脳梗塞等)後遺症、パーキンソン病、脊髄損傷、関節リウマチ、難病などの麻痺や拘縮。慢性的な痛みや筋力の低下により、公共交通機	適宜	筋肉の緊張緩和、関節可動域の改善、疼痛の軽減、リラクゼーション。	主に「医師の同意書」を取得し、訪問マッサージ事業者(あん摩マッサージ指圧師)へ依頼する流れです。  <提供事業者一覧> いちご鍼灸マッサージ	

				<p>関(バス・電車)などでの通院が困難な方。</p>			<p>訪問マッサージもみもみ焼津店  訪問鍼灸マッサージ リアリゼ治療院  治療院 ウェルビル  大師堂鍼灸接骨院  すずまる鍼灸マッサージ治療院  からだ元気 はり・きゅう・マッサージ治療院  はる鍼灸整骨院  マッサージスマイル治療院  治療室リファイン</p>	
③⑩	<p>医療対応住宅型  有料老人ホーム</p>	<p>都道府  県</p>	<p>有料老人ホ  ーム</p>	<p>医療的ケアの必要な介護度の重度な方。  年齢に関係なく疾患をお持ちの方や重度の褥瘡でお悩みの方、気管切開の対応が必要な方などを受け入れています。</p>	<p>空床</p>	<p>看護師の常駐や往診医との連携により、胃ろう、褥瘡(床ずれ)、人工呼吸器などの「日常的な医療的ケア」が必要な高齢者が、安心して生活できる環境を提供することです。</p>	<p>相談・情報収集: ケアマネジャー、地域包括支援センター、または老人ホーム紹介センターに相談する。  見学: 医療的ケアが受け入れ可能か、看護師の体制(夜間対応)、往診医との連携を確認する。  申し込み・入居審査: 健康診断書や診療情報提供書(主治医の指示書)を提出する。  契約・入居: 施設側と入居契約、訪問看護・介護事業者とサービス契約を結ぶ。  &lt;提供事業者&gt;  アクアホーム</p>	

## 1. 本部会の役割・ミッション

障害のある・なしに関わらず、住みたい場所に安心して住み続けられる体制を目指す。

## 2. 前年度までの取組み

- ①地域移行・定着支援のフローチャートの見直し。指定一般相談のない中でどのように支援していくかの検討をした。
- ②ピア交流会の実施。当事者も運営に参加し当事者の視点を取り入れながら実施することができた。

## 3. 今年度の目標・取組み

- ①地域移行・定着支援を実施した1事例の報告会。フローチャートに落とし込み地域移行・定着支援における各事業所の役割をイメージ化する。
- ②居住支援に関する学習会を実施する(相談部会、生活困窮関係部署へ声かける)
- ③ピア実行委員会において活動の場について話し合い。ピア交流会の今後の展開等

## 4. (1)目標・取組み達成のためのコアメンバー

医療機関：焼津病院、藤枝駿府病院、計画相談：暁、居住支援法人、地活：大井川心愛、施設：大井川寮、共同生活援助：ソーシャルインクルー焼津石津、就労継続：インフィニティひまわりの橋、漣、圏域：中部保健所、基幹相談、委託相談、行政：建築住宅課、障害福祉課

## (2)目標・取組み達成のための具体的な方法（何を、どうやって、いつまでに）

- 8月26日：第2回地域移行・定着支援専門部会で居住支援についての学習会を実施する。  
10月28日：第3回事例報告会。  
12月23日：フローチャートに落とし込む。課題抽出。  
3月24日：来年度取り組むことについて確認する。

## 5. 今年度の成果

- ①事例を通しフローチャートの見直しをする中で、必要な支援の見える化ができた。（地域生活の定着に必要な緊急時拠点コーディネーターには、指定一般相談と自立生活援助ができることが必要である。）
- ②居住支援の研修会を、相談部会や他課(困窮・保護担当)と実施できた。
- ③実行委員会形式でピア交流会を実施する中で、当事者主体のピア活動の展開について検討できた。

【 医師から退院許可がおりたら 】

病院	障害福祉課 委託相談	居住支援	計画相談	事業所	社会福祉協議会	それ以外
本人・家族の希望確認			指定一般			
担当者会議（情報共有・方向性の確認）						
入院中	病棟カンファレンス 退院後の生活の相談 住まいの選択 生活への支援の有無 申請受付 認定調査 審査会 支給決定	・NPO法人・居住支援法人・住宅建築課 ・体験：一人暮らし・GH	契約・訪問・相談 計画立案	日中活動(見学) 地活・就労系	・見守りサービスの提案 ・ボランティアの提案 ・日常生活自立支援事業の紹介 ・成年後見制度の紹介	地域とのつながり（民生委員・近所・当事者） ・配食サービス ・司法書士 ・身元保証サービス
退院	担当者会議（経過の共有・方向性の確認）					
地域生活	【医療の調整】 通院 デイケア 訪問看護	・自宅の管理（売却は住宅建築課） ・大家への支援（契約解除、ごみの問題等：居住支援支援法人等）	モニタリング 体験 サービスの提供（ヘルパー・就労支援等） 体調等確認	サービスの提供 (ヘルパー・就労支援等) 体調等確認	見守り サービスの提供	見守り
緊急時支援体制の構築（GH・入所施設）						

課題) 退院後グループホーム入所ではなく地域で生活できる仕組みづくり

・地域での見守り体制 ⇒ 自立生活援助が必要

・緊急体制構築のためには拠点コーディネーターも必要 ⇒ 指定一般相談と自立生活援助ができる事業所が必要

## 1. 本部会の役割・ミッション

全ての人々が、互いの権利や立場、さらに考え方や想いを理解し、尊重し合いながら地域の中で交流し、共に暮らせる地域共生社会のまちづくりを進めていく。

- ・啓発・広報活動の推進

障害者週間に障害者団体と連携し、障害への理解を深められるよう啓発活動を行う。啓発活動にあたっては、広報紙やHP、SNS等の活用や街頭での周知活動を行う。

- ・耳マークやヘルプマークなどをはじめとする障害福祉に関連するマークの周知を図る。
- ・地域の人たちに障害についての理解を深めてもらうような当事者による主体的な活動を支援する。

## 2. 前年度までの取組み

・市内商業施設2か所に加えピアの協力を得て、新たに1か所、計3か所で障害者週間の街頭PR活動を実施できた。また、配布資材についても受け取っていただける効果的なもので使用できた。

- ・伝えたい内容をまとめたチラシを各団体ごと作成した。
- ・防災プロジェクトに参画し、障害者の防災対策について検討を始められた。

## 3. 今年度の目標・取組み

1. 障害を持っていても地域の中で暮らすことができるよう地域住民への理解促進のための啓発・広報活動を実施する。

## 4. (1)目標・取組み達成のためのコアメンバー

身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、焼津心愛会、重症心身障害児（者）を守る会、委託相談事業所、基幹相談事業所、障害福祉課

## (2)目標・取組み達成のための具体的な方法（何を、どうやって、いつまでに）

1. 障害を持っていても地域の中で暮らすことができるよう地域住民への理解促進のための啓発・広報活動を実施する。(1年間)

・前年度作成した動画の配布はできたが、民生委員との意見交換会が実施できなかったため、引き続き検討が必要。(1年間)

・障害者週間を使い広報啓発活動を実施。団体としての広報啓発の目的の再確認。【理解・共感・行動】に繋げるため、分かりやすく伝えるために何ができるかを検討する。(1年間)

- ・その他団体や当事者から発信できる啓発活動について協議。(1年間)

## 5. 今年度の成果

## >部会について

◎部会開催数：4回、イベント1回

6/23第1回、9/9第2回、11/11第3回、2/3 第4回

イベント12/4(うみまちフェスタ)

部会の運営目的の確認。障害に関わる広報、啓発活動についての協議を進めた。障害者週間に合わせた街頭活動から、イベント型の活動へと変更。福祉サービス事業所と協働し、市役所庁舎内にて「うみまちフェスタ」を開催した。市議会議員や民生委員、一般市民等の参加、団体へ所属のない障害者の参加等、幅の広い市民の参加を促すことができた。イベントの開催に伴い、民生委員児童委員への部会参画を依頼。協働しイベント開催及び協力を得ることができた。

イベントの開催に伴い、民生委員児童委員との協働及び意見交換を行った。

地域住民への理解促進、広報啓発活動の実施については、広報やいづ12月号に障害者理解を広めるため、障害者に関するマークの掲載を行った他、昨年度とは異なる視点からのアプローチをし、体験等を踏まえた活動として実施することができた。今回の活動については静岡新聞にも取り上げてもらうことができたため、昨年度より、市民への理解促進、広報啓発を実施することができたと思われる。

今後、第1回全体会でご意見をいただいた他の媒体による広報啓発（イオンの黄色レシート）については、次年度に持ち越し、さらなる発信活動として取り入れていきたい。

## >うみまちフェスタの開催

◎12/4・10:00～13:00 場所：庁舎1階の海街ホール

◎参加団体：身体障害者福祉協会、知的障害者福祉協会、焼津心愛会、重症心身障害児(者)を守る会、就労B型「野いちご」、就労B型「暁」、就労B型「プレアデス」、生活介護「虹の家」

◎イベント内容：

- ・ 広報啓発ブース：各障害者団体による掲示物の展示。
- ・ 体験ブース：障害者スポーツ等の体験ブース（輪投げ、ボッチャ、魚釣り）
- ・ 販売ブース：自主製品を取り扱う事業所による食品及び雑貨等の販売ブース

◎参加・見学者数：258人

◎主体団体等からの意見

別紙参照。

# 焼津市 障害者週間イベント 反省・意見アンケート【まとめ】

(令和7年12月4日開催)

イベント名

焼津市 障害者週間イベント『うみまちフェスタ』

開催日

令和7年12月4日(木)

このアンケートは、本イベントの評価と、次回以降のイベント内容・運営の改善を目的としています。率直なご意見・ご感想をお聞かせください。

## 1. 【イベント全体について】反省・満足度調査

### 1-1. 満足度と目的達成度

以下の項目について、当てはまる数字に○をつけてください。(1: 全くそう思わない ~ 5: 非常にそう思う)

評価項目	1 全く そう 思わ ない	2	3 どち らと もい えな い	4	5 非常 にそ う思 う
全体的に満足できた。				2	1
イベントを通じて、障害への理解が深まった。			2	1	
事業所の方との交流（販売含む）ができた。				3	
「体験ゾーン」は楽しく、学びにつながった。			2		1

### 1. 全体的に満足できた

・初回としては。

### 2. イベントを通じて障害への理解が深まった。

一般の方にはどうか？

### 3. 事業所の方と交流（販売含む）ができた。

### 4. 「体験ゾーン」は楽しく、学びにつながった。

### 1-2. イベント構成と運営に関する意見

#### 1. 最も良かったゾーンはどこですか？（複数回答可）

- 交流・販売ゾーン（マルシェ） 3
- 広報・啓発ゾーン（情報コーナー） 2
- 体験ゾーン（ワークショップ・パラスポーツ） 3
- その他（具体的に： ）

#### 2. 改善すべき点や次回に向けての希望・提案があれば、具体的にお書きください。（自由記述）

・イベント内容（ブース、企画など）について：

【意見】パン販売について、何時ごろから等、販売の案内がほしかった。出席者も13:00までということ、お昼はパンにしようと思っていたが、すぐに売り切れていた。もう少し多めに準備してほしい。

・開催時間（10:00～13:00）や場所（海街ホール）について：

【意見】市役所のホールは最高。

【意見】ちょうど良かった。

【意見】販売した事業所で集まり記念撮影があったが、事前にわかっているとよかった。

【意見】販売する事業所にもパネルを用意して、看板などを掛け事業所名を紹介できるようにした方がよいと思う。

【意見】販売事業所の数、物品(食べ物)を増やしてほしい。

【意見】福祉大学、清流館高校など福祉を学ぶ学校にも協力を依頼してはどうか。

【意見】市内支援学校の作品展を同時開催する

・広報（周知方法）について：

【意見】早急の企画に周知が十分ではないと思われていたが、十分だったかも？

市長とやいちゃんが来てくれて良かった。

【意見】出店名、出品名も写真付きでチラシを掲載してほしい。

【意見】PR不足。再来年早い段階から企画を立て、市の年間カレンダーに入れてもらう。害者週間記念イベントを立てあらゆるSNSに発信する。

## 2. 【運営について】反省・課題抽出

(※こちらは運営に関わった担当者のみご記入ください)

### 2-1. 運営上の課題

以下の項目について、当てはまる数字に○をつけてください。(1: 全くそう思わない ~ 5: 非常にそう思う)

評価項目	1 全く そう 思わ ない	2	3 どち らと もい えな い	4	5 非常 にそ う思 う
イベント準備における情報共有は十分だった。			1	2	
当日の人員配置は適切で、スムーズに運営できた。				1	2
来場者の動線やブース配置（3ゾーン）は適切だった。				2	1
来場者数（目標との比較）は概ね期待通りだった。					2

1. イベント準備における情報共有は十分だった。

2. 当日の人員配置は適切で、スムーズに運営できた。

3. 来場者の動線やブース配置（3ゾーン）は適切だった。

4. 来場者数（目標との比較）は概ね期待通りだった。

評価未記入。来場者(一般)の数が分からなかったが、どうであったか。

受付に配るコーヒーの数で来場者の把握ができたでしょうか？

ある団体が入り口でチラシを配ったので、それを受け付けと勘違いして本来の受付でコーヒーをもらわなかった人がいるので。

2-2. 次回に活かすための具体的反省点（自由記述）

1. 最も時間がかかった、または課題となった準備・運営フェーズ(段階)は何ですか？

【意見】テーブルの幅が分からず、急遽テーブルをもう一つ増やしていただいた。

2. 目標を達成するために、次回はどのゾーンの企画を強化すべきですか？

【意見】食べ物が少なかったと思いました。販売も 10:00 に間に合わず残念に思いました。

3. 次回イベントをより良いものにするための、具体的な運営上の改善策を提案してください。

一般来客数：258名

\*事業所の見学もあり、配布している。

\*2階でも配布していたため、来客数としてのカウントが適切ではない。

【意見】障害者団体同志の交流は深まったと思う。ともすると、障害者団体運動会になっていたかも！

【意見】街頭キャンペーンでは一度もなかったが、ポスターを見て、2名の入会があった。素晴らしい。

【意見】授産品を作っていない事業所でも、イベント用にグッズを作ったりして目標を持って作業として楽しみができたと思った。

ご協力ありがとうございました。

12月4日(木)  
うみまちフェスタ

市役所 1F 海街ホール 10:00~13:00



開会式

障害者団体専門部会会長・  
健康福祉部長よりあいさつ

市内障害者団体 4 団体  
福祉サービス事業所 4 事業所  
市議会議員・民生委員児童委員  
が参加



始球式 ボッチャ

四之宮議員 による投球



ホール入口 受付で啓発品の配布



多くのお客様に、ご来場いただきました

やいちゃんも魚釣りに挑戦



輪投げ



市長にもご来場いただきました

暁のパン 好評につき、すぐに完売



## 1. 本部会の役割・ミッション

第7期障害福祉計画に基づき地域で暮らす障害者が自立した生活を送るため、令和8年度までに福祉施設から一般就労への移行数値目標（年間12名）及び就労定着率の目標数値（年間5名）達成のための支援体制構築を目指す。

## 2. 前年度までの取組み

- ・一般就労者数の調査を行い、現状把握と課題抽出を行った。
- ・障害者雇用推進を検討している企業の部会への参画について検討した。
- ・企業の立場から、障害者雇用を促進するための支援体制を検討した。
- ・就労継続支援事業所が別の事業所を知るための機会として焼津バージョン輝き体験を実施した。  
【R7.1/21・23・28・30に3事業所（暁、ミライ、焼津ドリームビレッジ）へ見学または体験】
- ・各事業所に、就労選択支援事業についての意向調査を行った。

## 3. 今年度の目標・取組み

- ①令和6年度に一般就労した就労支援事業所卒業生16名の就労定着率について確認する。
- ②企業に就労支援事業所を知る機会提供のため、福祉事業所セミナー&見学会の実施。
- ③令和7年10月から開始する就労選択支援事業の圏域での取組み周知等勉強会の開催。
- ④年3回の全就労継続支援事業所参加の就労支援事業所連絡会の開催（R7.6月・9月・R8.2月）

## 4. (1) 目標・取組み達成のためのコアメンバー

就労支援事業所（ひまわりの橋・ミライ・暁・空と大地と・ドリームビレッジ・ラビット焼津・LuanaBase2・スタジオプレアデス）

教育機関（藤枝特別支援学校焼津分校・駿遠学園）

就労支援機関（オールしずおかベストコミュニティ・ぼらんち・ハローワーク焼津）

行政（商工観光課・障害福祉課）

基幹相談（相談支援事業所COCOサポート）

相談事業所（わおん）

## (2) 目標・取組み達成のための具体的な方法（何を、どうやって、いつまでに）

- ①令和6年度に焼津市内で一般就労に移行した16名の就労定着率について、10月以降にアンケートで確認し共有していく。
- ②企業へのアンケートを実施し、障害者雇用への考え方や興味の実態を把握する。興味があると回答があった企業に10月中旬以降に開催予定の福祉事業所セミナー&見学会への参加を募り、今後に関わる関係性作りをしていく。
- ③今後の就労選択支援プロジェクトの進捗に沿って、相談支援専門部会と共同で勉強会を開催していく。
- ④就労事業所連絡会では就労選択支援など各事業所が関心のある内容をテーマとし、情報共有や意見交換を行った。第1回6/5、第2回9/12、第3回2/26 開催。

## 5. 今年度の成果

- ①令和6年度に市内で一般就労に移行した16名の就労定着率についてアンケートで確認し、11月の就労専門部会で共有した。一般就労だけでなく事業所間の移行についても12月に追加でアンケートを実施。結果については1月の就労専門部会で共有した。就労定着率と移行の調査に関しては来年度も実施していき、現状を把握していく。
- ②11月に福祉事業所セミナー&見学会を開催し、13企業が参加。セミナー後に事業所ごとのブースに分かれて交流会を実施し、事業所見学会への参加を促した。見学会には3企業が参加し、5事業所を見学予定。福祉事業所セミナー&見学会については来年度以降も継続していき、企業との関係を構築していく。
- ③2月に相談支援専門部会と共同で就労選択支援の勉強会を実施予定。
- ④就労事業所連絡会を開催し、就労選択支援や福祉事業所セミナー&見学会について等の情報共有や意見交換を行った。第1回6/5、第2回9/12、第3回2/26 開催。
- ⑤8月にヤマナ茶業の社長と専務にお越しいただき、障害者雇用についての意見交換会を行った。

## 1. 本部会の役割・ミッション

焼津市内における障害児支援を利用することもとその家族が安心して子育てできる支援環境整備に向け、障害児支援事業者によるネットワーク構築の他、児童期に関連する関係機関（母子保健、子育て、教育等）との連携体制により、支援力の向上とともに、こども発達の支援体制に位置づいた機能と役割を果たしていく。

## 2. 前年度までの取組み

- ・放課後等デイサービスにおいて、利用ニーズに対しサービス提供が不足しており、マッチングに課題があることから、市内事業所の利用状況を共有し調整を図った。
- ・市特別支援教育コーディネーター研修に、市内放課後等デイサービス事業所が参加し、教育と福祉の連携課題や実践について共有する機会を持った。
- ・改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、児童発達支援センターの地域における中核機能が位置付けられたが、支援機関における認識がさらに必要である。
- ・児童発達支援事業所と地域園との連携機会は個別のケースに限られており、地域園で不適応等の状態にあるこどもに対する障害児支援の受け皿が不足している。

## 3. 今年度の目標・取組み

### ①就学前の発達支援体制の理解と児童発達支援事業の機能整理

児童発達支援事業所が、本市における発達が気になる段階からの支援体系を確認するとともに、事業所の役割と機能を相互の共通理解のもとに支援を提供する体制を整備する。

### ②学齢児における教育と福祉の連携体制の構築

放課後等デイサービス事業所において、こどものアセスメントや支援計画の教育機関との連携促進を図る。

## 4. (1)目標・取組み達成のためのコアメンバー

- ・3-①・②の実践、企画、運営のためのコアメンバー：市障害福祉課（小森・朝倉）、委託相談（八塚）
  - ・3-①の協議メンバー：市内児童発達支援事業所（ぼぶら、色えんぴつ、てん、ヒーローズきっず焼津教室）  
こども相談課、保育・幼稚園課、コアメンバー
- ※令和7年度こども部会…部会長：谷田部（ヒーローズきっず焼津教室）、副部会長：青木（ぼぶら）

## (2)目標・取組み達成のための具体的な方法（何を、どうやって、いつまでに）

### 3-①a：事業所間で横のつながりを強化する

- ・児発4事業所の現状把握と相互理解を図る。  
（年4回のこども部会を通じて、現状や課題の意見交換、各事業所の見学や取組を共有する）

### 3-①b：事業所と保育園・幼稚園との関係づくりを行う

- ・巡回訪問や保育所等訪問等の機会を通じて、ケースに関わりのある事業所が協働して一緒に園訪問を行う。  
（適宜実践し、その取組を部会を通じて報告・共有する）
- ・保育園・幼稚園として困っている事例や事案に対して、園と児発事業所が顔を合わせて共に学ぶ機会を設ける。  
（時期未定であるが、こども相談課、保育・幼稚園課の協力を得て開催する）
- ・できれば、保育士や幼稚園教諭に対して児発事業所の見学等を通じて支援・取組を知ってもらう機会を設ける。  
（時期未定であるが、こども相談課、保育・幼稚園課の協力を得て開催する）

### 3-②教育と福祉の連携強化を図る

- ・こども相談課と子ども支援課共催の発達支援講演会（年2回）、および市内放デイ連絡会の活動を通じて、学校との連携（顔の見える関係づくり）する機会と継続的な取組を検討する。
  - ・圏域こどもプロジェクト（年2回）を活用し、こどものアセスメントや支援計画の教育機関との連携促進を図る。
- 【行政・こども部会長・放デイ連絡会代表者・委託相談・基幹相談参加】

## 5. 今年度の成果

### 3-①a：事業所間で横のつながりを強化する

・今年度は3回のこども部会を通じて、④児童発達支援事業所が横の繋がりを持って現状や課題の意見交換を行い、以下の必要性を確認した。

具体的には①事業所同士、事業所と園との連携を強化していく。

②巡回相談や保育所等訪問等、それぞれの事業の目的が異なることを園に理解してもらう。

### 3-①b：事業所と保育園・幼稚園との関係づくりを行う

(保育所等訪問支援事業)

・児童発達支援事業所・障害福祉課・こども相談課で市内保育園、幼稚園に対し巡回相談や保育所等訪問支援について説明する機会を設け、顔の見える関係性の構築や障害児福祉への理解促進を図った。来年度以降も継続して説明の機会を設けていき、理解促進を促していく。また、焼津市では保育所等訪問支援と巡回相談は併用できないことになっていたが、今後は保育所等訪問支援を利用する児童は巡回相談の枠に入れずに行動観察のみ行うよう変更していくこととなった。

(児童発達支援事業)

・個別のケースを通じて園と児童発達支援事業所が互いに見学や情報共有をすることで、児童発達支援事業所の支援や取組を知ってもらう機会を設けることができた。来年度以降も継続して園と連携をしていき、児童発達支援事業所の支援や取組を知ってもらう機会を設けていく。また来年度は新しい事業所が開所されるため、連携しやすい関係や仕組みを構築していく。

### 3-②教育と福祉の連携強化を図る

・こども相談課と子ども支援課共催の発達支援講演会（年2回）、および市内放デイ連絡会の活動を通じて、学校との連携（顔の見える関係づくり）の機会を持つことができた。

・圏域こどもプロジェクト（年2回）に参加し、こどものアセスメントや支援計画の教育機関との連携促進を図った。今後はライフステージのつながりを意識し、放課後デイサービス事業所と教育機関との連携など市内への展開も視野に入れて連携強化を図っていく。【行政・こども部会長・委託相談参加】